

健康

令和5年度 健康診査・がん検診を受けましょう

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

対象者 (令和6年3月31日時点の年齢)
特定健康診査
40～74歳の国民健康保険加入者
後期高齢者健康診査
後期高齢者医療保険の加入者
※75歳以上のおよび65～74歳で一定の障害認定を受けている人



▲送付している水色の封筒

受診する皆さんへのお願い
※医療機関で健康診査を受ける場合、受診前に必ず予約をお願いします。
※健康診査当日にも体温を測り、発熱がないことを確認してから受診してください。体調不良の場合は、健康診査を見合わせてください。
※健康診査などの受診時は、原則としてマスクの着用をお願いします。

特定健康診査および後期高齢者健康診査
健康診査の案内は、5月下旬に水色の封筒で送付しています。詳しくは、同封されている「ご案内」をご確認ください。



健康

新型コロナワクチン接種情報

5～11歳の小児追加接種について

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
▶予約・申請 新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-713-971



▲WEBでの事前申請はこちらから



▲ワクチン接種の詳細はこちらから

小児「令和4年秋開始接種」
引き続き予約を受け付けています。オミクロン株対応ワクチンを未接種の人は、1人1回接種が可能です。
対象者
初回接種を完了した5～11歳で、前回接種から3カ月以上経過した人
小児「令和5年春開始接種」
5月7日(日)までに令和4年秋開始接種をした人は、さらに追加で1回の接種が可能です。
接種対象者で接種を希望する人は、接種券発行の事前申請が必要です。申請後、接種券や予約の案内を送付しますので、予約をしてください。未使用の接種券をお持ちの人は、その接種券を使用してください。(申請不要)

接種券発行の事前申請方法
事前申請は、電話またはインターネットで受け付けています。

対象者
初回接種を完了した5～11歳で、基礎疾患などを有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人
※前回の接種から、3カ月以上経過した日以降に接種が可能です。

健康

若年がん患者の医療用補整具購入費用を助成します

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014



▲対象者の要件など詳細はこちらから

がん検診
がん検診希望調査票を提出している人は、各検診の開始前に受診票が届きます。申し込みがまだの人は、健康課にご連絡ください。

検診名	検診種類	実施時期
結核・肺がん	集団	9～11月
大腸がん	医療機関 集団	9～11月
胃がん	医療機関 集団	6～10月
肝臓ウイルス	医療機関 集団	9～11月
子宮頸がん	医療機関 集団	4～11月
乳がん	医療機関 集団	6～10月
	医療機関	7～8月
	医療機関	6～2月
	医療機関	7～8月
	医療機関	6～2月
	医療機関	6～2月

がん検診無料クーポン
子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診の無料クーポンは、5月下旬にオレンジ色の封筒で送付しています。無料クーポンが届いた人は、この機会にがん検診を受けましょう。

無料クーポン対象者
(令和6年4月1日時点の年齢)
子宮頸がん検診 21歳・35歳
乳がん検診 40歳
大腸がん検診 40歳

▲クーポンが入ったオレンジ色の封筒

くらし

6月1日は人権擁護委員の日です

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知および人権思想の普及や高揚に努めています。
人権擁護委員とは
法務大臣から委嘱を受けて、市民の人権を守るための相談相手となり、地域に密着して人権の大切さを伝える活動を行っています。

くらし

野焼きは法律で禁止されています！

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

家庭ごみや剪定くずなどの焼却により、「煙で窓が開けられない」「洗濯物に臭いが付く」「体調が悪化する」といった苦情が多く寄せられています。近隣トラブルを招くだけでなく、ダライオキシンの有害物質で人の健康に悪影響を与えます。また、野焼きが火災となり、消防や警察が出動する案件も増えています。
家庭から発生したごみは、指定日に正しく分別して出してください。

野焼き(野外焼却)とは
・ドラム缶などを使用しての焼却
・ブロックで囲んでの焼却 など

野焼きの例外
○農林水産業を営むために行われる稲・麦わら焼き、焼き畑、畦の草および伐採した下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却
○落ち葉焚きやキャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却
○河川・道路管理者などが除草した草木の焼却
○災害などの予防、応急対策、火災予防訓練
○正月のしめ縄、門松などを焚く行事や塔婆供養の焼却 など

※例外的に焼却する場合は、周辺地域の生活環境に十分配慮してください。



健康

後期高齢者医療保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

交通事故に遭ったときは 傷病届を提出しましょう
交通事故や傷害事件など第三者(加害者)の行為によって受けた傷病は、「傷病届」を提出することで、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。負傷が軽微でも、必ず医療機関を受診して原因を申し出るとともに、健康課まで届け出をしてください。この届け出は法律で義務付けられています。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、制度を使えない場合があります。

届け出に必要な書類
傷病届、事故証明書、保険証、印鑑など
※必要な書類は健康課の窓口か広域連合ホームページにあります。
※小さな交通事故でも警察に届け、事故証明書をもらいましょう。

提出先 健康課

後期高齢者医療健康診査が始まります
6月1日(木)から後期高齢者医療健康診査が始まります。5月末に受診券などを郵送していますので、早めに予約をして受診しましょう。健康診査は、生活習慣病の重症化や活力低下の予防のために重要です。

▲必要な書類はこちらから

